

# 居宅介護支援事業所 いぶき

## 重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護支援サービスを提供するにあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者の名称	医療法人フジタ
法人所在地	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地640
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 鈴木 哲朗
電話番号	052-623-4005

### 2. 利用事業所

事業所名称	居宅介護支援事業所 いぶき
指定番号	2373003587
所在地	豊田市御作町振ケ洞1157-1介護老人保健施設フジオカ内
管理者名	杵渕 琴未
電話番号	0565-75-2505
FAX番号	0565-75-2506
サービス実施地域	豊田市全域および近隣市町村
指定年月日	平成28年6月1日

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人フジタが開設する居宅介護支援事業所 いぶき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することにより、安心して自立した日常生活を営むことの出来る環境を提供することを目的とします。
-------	--

運営の方針	<p>事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者様の心身の状況やその環境に応じて、利用者様の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。</p> <p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者様が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶため、介護サービス情報公表制度において公表します。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めます。</p>
-------	---

#### 4. 職員の職種、員数および職務内容

職種	人数	職務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	常勤職員1名	事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たります。
介護支援専門員	常勤職員1名以上 (うち1名管理者と兼務)	事業の提供に当たります。

#### 5. 営業日、営業時間および通常の事業の実施地域

営業日	月曜日～金曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	9：00～17：45
電話番号	0565-75-2505
通常の事業の実施地域	豊田市全地域および近隣市町村

#### 6. 居宅介護支援サービスの提供方法、内容および支援費等

居宅介護支援サービスの提供方法、内容	利用者様の相談を受ける場所は、第2項に規定する事業所内、又は利用者様の居宅その他必要と認められる場所とします。
	利用者様が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握いたします。
	課題分析については、MDS-HC方式またはその他の方式を使用いたします。
	居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成に関する業務内容を行います。
	サービス担当者会議の開催場所は第2項に規定する事業所内、又は利用者様の居宅その他適切と認められる場所とします。また、必要に応じて本人及びご家族の同意を頂き、テレビ電話等その他の情報通信機器を活用することがあります。
	介護支援専門員の居宅訪問頻度は少なくとも月1回とし、モニタリング（サービス提供状況の確認）の結果、記録を行います。また、必要に応じて本人及びご家族の同意を頂き、テレビ電話等その他の情報通信機器を活用しモニタリングを行うことがあります。
	利用者様およびご家族に関する記録については、契約終了の日から5年間保存します。
利用料	利用者様のご負担はありません。
居宅介護支援費 (厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援費 要介護1,2 : 1086単位 要介護3,4,5 : 1411単位</li> <li>・初回加算 : 300単位</li> <li>・入院時情報連携加算Ⅰ : 250単位、入院時情報連携加算Ⅱ : 200単位</li> <li>・通院時情報連携加算 : 50単位</li> <li>・ターミナルケアマネジメント加算 : 400単位</li> <li>・退院退所加算Ⅰ 1 : 450単位、退院退所加算Ⅰ 2 : 600単位</li> <li>・退院退所加算Ⅱ 1 : 600単位、退院退所加算Ⅱ 2 : 750単位</li> <li>・退院退所加算Ⅲ : 900単位</li> </ul> <p>※すべての単位数に単価11.05（3級地の70%）を乗じています。（豊田市は3級地）</p>

#### 7. 身分証の携行について

介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時、利用者様およびご家族から求められた時は提示いたします。

## 8. ケアマネジメントの公正中立性について

利用者様が介護サービス事業所・施設を比較検討して適切に選ぶため、幅広く選択肢を提示し、特定の種類や事業所に偏ることのないように情報をお伝えします。また、その際には、作成したケアプランに位置づけた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの前6ヶ月間の利用割合及び各サービスの、同事業者によって提供されたものの割合について書面を交付し、丁寧に説明を行います。また、利用者様はケアプランに位置づけた、指定居宅サービス事業所等の選定の理由についての説明を求めることが出来ます。

## 9. 秘密保持および個人情報の取り扱いについて

- ① 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族についての秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。また、サービス提供が終了した後、および介護支援専門員が職を離れた後においても秘密保持義務を継続するものとし、これについては、事業所と介護支援専門員との雇用契約書において明記いたします。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業所との担当者会議等において、利用者様およびご家族の個人情報を共有させていただきます。
- ③ 介護支援専門員は、利用者様およびご家族の安全確保のため、個人情報について警察、消防、医療、行政機関等と共有させて頂くことがあります。
- ④ その他、利用者様およびご家族を支援するうえで必要と認められる場合は、個人情報を使用させて頂くことがあります。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについては、利用者様およびご家族から事前に書面にて同意を頂くものとします。

## 10. 提供拒否の禁止について

事業所は、居宅介護支援の利用申込に対して、正当な理由なくサービス提供を拒否することを禁止しています。（以下正当な理由について）

- ① 当事業所の現員では、利用申込に応じきれない場合。
- ② 利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。
- ③ 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者に併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合。

## 11. 虐待および身体拘束防止、ハラスメントに関する取り組みについて

- ① 介護支援専門員等の健全な職場環境を確保することが、利用者様への適切なケアマネジメントに繋がることに鑑み、職場におけるハラスメントが行われることのないよう、周知・啓発し、適宜研修等を行います。
- ② 介護支援専門員、利用者様、ご家族との間でハラスメントが確認された場合は、管理者は双方の聴き取り調査をしたうえで、話し合いを行い再発防止に努めるようにいたします。
- ③ 介護支援専門員、居宅サービス事業所、利用者様、ご家族、親族、知人などにおいて、虐待、身体拘束が疑われる事案が発生した場合は、速やかに関係機関等へ連絡を行い、虐待の早期解決に努めます。
- ④ 事業所内に虐待および身体拘束防止委員会を設置、会議、研修、見直し等を行います。
- ⑤ 虐待の内容によっては、成年後見人制度等の利用へ必要な連携を行います。

虐待および身体拘束防止、ハラスメントに関する責任者

杵淵 琴末（管理者）

## 12. 感染症発生時における業務継続計画について

感染症発生時における業務継続計画を策定し、事業所併設の施設内において、感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する会議（感染対策委員会）に参加します。また、事業所内においても感染症防止委員会を設置し、発生時の対応について平常時から準備、訓練、研修、会議、見直し等を行います。

感染症防止委員長

杵淵 琴末（管理者）

### 13. 自然災害発生時における業務継続計画について

自然災害発生時における業務継続計画を策定し、事業所併設の施設内において防災委員会に参加し、災害発生時の対応について平常時から準備、訓練、研修等を行います。また、事業所内においても防災対策委員会を設置し、発生時の対応について平常時から準備、訓練、研修、会議、見直し等を行います。

防災対策委員長	杵渕 琴未（管理者）
---------	------------

### 14. 苦情申立先

苦 情 窓 口	対応窓口 居宅介護支援事業所 いぶき
	電話番号 0565-75-2505 F A X 番号 0565-75-2506
	担当者 杵渕 琴未（管理者）
	対応時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時45分
外 部 苦 情 窓 口	豊田市市役所 介護保険課 0565-34-6634
	愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

### 15. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者様に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告いたします。

### 16. 質の向上について

事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るため、出来る限り研修の機会を確保し、積極的に参加させ、業務に活かせるよう指導します。

### 17. 運営基準減算について

事業所は、運営基準に定められる項目を遵守していない場合においては、介護報酬総額の50%が減算となり、改善されない状態が2ヶ月以上継続する場合は基本報酬を算定することができません。